

○大府市平和祈念戦没者追悼式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、恒久平和を祈念するとともに、過去の戦役における戦没者に対し、追悼の意を表すために実施する大府市平和祈念戦没者追悼式（以下「追悼式」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 追悼式は、原則として毎年10月の上旬に開催するものとし、開催日時は市長が定めるものとする。

(会場)

第3条 追悼式の会場は、原則として大府市役所多目的ホールとする。

(主催者等)

第4条 追悼式の主催者は大府市とし、式典は無宗教で行うものとする。

(参列者)

第5条 追悼式の参列者は、本市に居住する戦没者（過去の戦役における軍人、軍属及び準軍属の死没者並びに国内又は国外における一般戦災死没者をいう。）の遺族（次項において「参列遺族」という。）、来賓及び一般参加者とする。

2 参列遺族は、遺族会会員及び参列申出遺族とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。